

令和6年度 杉並区介護サービス事業者等に対する指導計画

1 目的

介護サービス事業者が介護保険の基準を正しく理解し、適正な事業運営、サービス提供ができるよう育成・支援することを念頭に、事業所の人員および運営等について確認することで、サービス利用者の尊厳の保持及び自立支援、介護保険サービスの質の確保、保険給付の適正化を図る。

2 指導方針

介護保険サービス事業者に対し、運営基準、算定基準等に定めるサービスの取扱い、令和6年度報酬改定、介護報酬の請求に関する事項について周知を徹底する。

なお、指導にあたっては、「杉並区介護保険施設等指導要綱」に即して実施する。

3 指導形態等

「運営指導（実地による指導）」と「集団指導」の方法により行う。

4 指導項目

- (1) 人員に関する基準
- (2) 設備に関する基準
- (3) 運営に関する基準
- (4) 介護報酬の算定及び取扱い

5 重点指導事項

(1) 運営指導（実地指導）

① 全サービス共通

- (ア) 基準に定める職員の員数、資格を満たして運営されているか。
- (イ) 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- (ウ) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続きの説明・同意（個人情報利用を含む）及び交付が適切に行われているか。
- (エ) 報酬請求実績に不適正なものはないか。特に加算・減算部分について、その実施体制の確保や基本的な考え方を正確に認識しており、適正に運営実施されているか。
- (オ) 令和6年度介護報酬改定における内容（経過措置事項・加算・減算を含む）を踏まえた運営となっているか。特に、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待の防止の推進、身体的拘束等の適正化に関して、

計画的に取り組んでいるか。

② 居宅介護支援事業所

(カ) 居宅サービス計画作成におけるケアマネジメントのプロセス（課題分析・サービス担当者会議開催・説明・同意及び交付・実施状況の把握）を理解し、基準に沿って適正に実行しているか。

(キ) 指定居宅サービス事業者等と適切に連携をとり、多角的な視点から居宅サービス計画を作成し、サービス調整ができているか。

③ 訪問系サービス提供事業所

(ク) 利用者の心身の状況を適切に把握し、利用者の希望に添って自立した日常生活の支援に必要なサービスを適切に提供しているか。

(ケ) 個別サービス計画の作成に必要な一連のプロセスに基づき計画を作成するとともに、個々の利用者の実態に即した見直し及び記録等を行っているか。

(コ) 介護サービスとその他の自費サービスが混同して行われていないか。

(サ) 居宅介護支援事業所等と連携し、居宅サービス計画に沿って個別サービス計画を作成しているか。

(シ) 地域との連携がとれているか（地域密着型に限る）。

④ 通所系サービス提供事業所

ク～シに同じ

(ス) 「認知症介護基礎研修の受講」に関して、介護に直接携わる職員のうち無資格者に対して必要な措置を講じているか。

(セ) 「通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いについて(老企54号)」に基づき利用料の受領が適切に行われているか。

⑤ 居住系サービス事業所

上記ク～セに同じ（サを除く）

⑥ 施設系サービス事業所

上記ク～セに同じ（サを除く）

(ソ) 「口腔衛生管理の強化」「栄養ケア・マネジメントの充実」に関して、実施が徹底されているか。

※なお、国保連合会から提供された情報で、給付実績に著しい乖離がみられる等の理由で選定した事業所については、上記に加えて、乖離が生じる原因として可能性の高い

事項について重点的に確認し、指導を行う。

(2) 集団指導

- ① 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容をはじめとした指導事例の事項
- ② 指導等を通して事業者から疑義の多い事項
- ③ 解釈の仕方により誤解が生じやすいと思われる事項で、一斉指導することで効率的に普及啓発を図ることができると思われる事項
- ④ その他、制度・基準等の改正等、介護サービスを円滑に提供する上で欠かせないと思われる事項で、区としての見解を示したい事項

6 指導対象の選定

以下の基準のいずれかを満たす区内の事業所を優先的に選定し指導を行う。

(1) 全サービス共通

- ・ 区が運営指導（実地指導）を行ったことのない事業所
- ・ 前回の運営指導（実地指導）から6年以上経過した事業所
- ・ 国保連合会からの定時情報等における基準違反の可能性を示唆する各種条件に該当する事業所
- ・ 運営・サービス提供内容についての苦情が本人や関係者から入っており、その内容から早急に状況確認・指導が必要であると判断される事業所
- ・ 以前の運営指導（実地指導）の結果から、再度改善状況を実地確認する必要性があると思われる事業所

(2) 地域密着型サービス

- ・ 新規開設から1年程度で確認が必要な事業所
- ・ 年度内または次年度初めに指定更新予定のうち確認が必要な事業所

7 実施予定

(1) 運営指導（実地指導）

① 杉並区指定の事業所について

居宅介護支援事業所と地域密着型通所介護事業所については、指定の期間内に1回の運営指導（実地指導）を実施できていない事業所が多いため、引き続き重点的に運営指導（実地指導）を行う。

地域密着型通所介護以外の地域密着型サービス事業所については、新規指定事業所を中心に、指定の期間内に1回の運営指導（実地指導）を実施するよう計画的に行う。また、平成29年度が最後となっている看護小規模多機能型居宅介護事業所への運営指導や、昨年度に引き続き介護老人保健施設への運営指導を実施する。

② 東京都指定の介護サービス事業所について

居宅介護支援事業所と併設している訪問介護事業所のうち、区で指導を行っている事業所と過去の指導で指摘が多かった事業所について、居宅介護支援の指導と並行して同日に実施する。

③ 実施期間

令和6年5月中旬から令和7年1月下旬

④ 指導体制

職員2～3人又は職員2人と受託法人調査員1名（委託件数30件）

⑤ 実施予定数

サービス種類	予定数
居宅介護支援	24
訪問介護	0
介護予防支援	0
短期入所生活介護	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3
夜間対応型訪問介護	0
地域密着型通所介護	26
認知症対応型通所介護	3
小規模多機能型居宅介護	0
認知症対応型共同生活介護	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
看護小規模多機能居宅介護	2
介護老人福祉施設	0
介護老人保健施設	2
計	60

⑥ その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、事業所に赴き実地において実施することが困難な場合は、区役所でのヒアリングと講評等可能な限り代替方法により実施する。新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合は適宜延期・中止の判断を行う。

(2) 集団指導

例年通り、運営指導で指摘の多かった事項を中心に周知・情報提供を実施する。

① 対象サービス

居宅介護支援、訪問系サービス、通所系サービス、居住系サービス、施設系サービスに分けて実施する。

② 実施時期

令和7年3月

③ 実施方法

集合形式、またはオンラインによる資料掲載・動画配信にて行う。

8 その他

運営指導(実地指導)にて事業所運営において不正又は著しい不当が疑われる場合は、その疑われる事項について重点的に監査を実施し、是正を促した上で、必要な処置を行う。その他、監査へ移行した場合についての処置は監査要綱に準ずる。